

資本関係等のある会社の同一入札への参加制限について

水俣市が実施する入札では、入札の公平性を欠くおそれがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加は、関係会社等が同一の入札の参加者とならないよう留意してきましたが、今回、その取扱いについて、以下のとおりとしますので、入札参加者にあってはご留意いただきますようお願いします。

1 同一入札への参加を制限する基準

(1) 資本関係

- ① 会社法第2条第4号及び第3号に規定する親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 入札での取扱い

(1) 一般競争入札

一般競争入札にあつては、公告において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示します。

(2) 指名競争入札

指名競争入札にあつては、基準に該当する者同士を同一入札に指名しないこととします。

3 基準の事実確認

入札参加資格審査申請の際に提出する「役員及び株主（出資者）調書」で確認を行います。

4 共同企業体での取扱い

共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に上記1に掲げる関係がないこと。

ただし、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除きます。